

平成30年度 第1回 石狩市地域公共交通会議

日 時： 平成30年6月6日(水)14時00分～

場 所： 石狩市役所5階 第2委員会室

□会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議 事
 - 石狩市生活交通確保維持改善計画の提出について
 - 生活交通改善事業計画の策定について
5. その他
 - 今後のスケジュールについて
6. 閉 会

□資 料

- **資料01** 石狩市生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画) (案) について
- **資料02** 生活交通改善事業計画
(バリアフリー化設備等整備事業) (案) について
- 参考資料1 浜益厚田間乗合自動車リーフレット
- 参考資料2 浜益厚田間乗合自動車チラシ (道の駅との接続)

石狩市地域公共交通会議 委員名簿

【平成30年6月6日現在】

役職	氏名	所属等	出欠
会長	新岡研一郎	石狩市環境市民部長	
副会長	原口ゆみ子	北海道石狩振興局 地域創生部地域政策課長	
	中山 俊彰	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	
	有路 剛	北海道中央バス株式会社 石狩営業所長	
	河合 保郎	厚田区自治連合会	
	高田 進	浜益区自治会連合会	
	日野 健一	札幌地区バス協会 (社団法人北海道バス協会専務理事)	
	佐藤 文昭	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会副議長 (北海道中央バス労働組合執行委員長)	
	福岡 順子	一般公募	
	真田 レイ	一般公募	

石狩市地域公共交通会議 事務局名簿

【平成30年6月6日現在】

氏名	役職等
時崎 宗男	環境市民部 広聴・市民生活課長
渡邊 史章	環境市民部 広聴・市民生活課 主査
薬師 寛史	環境市民部 広聴・市民生活課 主事

議 事

●石狩市生活交通確保維持改善計画の提出について

●生活交通改善事業計画の策定について

その他

●今後のスケジュールについて

石狩市地域公共交通会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 石狩市内における需要に応じた住民の生活交通の確保及び旅客の利便増進等を図るため「石狩市地域公共交通会議」（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通のあり方に関する事。
- (2) 旅客の利便増進に関する事。
- (3) その他必要事項に関する事。

(組織)

第3条 交通会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 石狩市環境市民部長
- (2) 札幌運輸支局首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
- (3) 北海道石狩振興局地域政策部地域政策課長
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 地域住民の代表
- (6) 公募に応じた利用者
- (7) 札幌地区バス協会の代表
- (8) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会の代表

3 交通会議が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(委員等)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、石狩市環境市民部長をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道石狩振興局地域政策部地域政策課長をもって充てる。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員（第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 交通会議は会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則としてこれを公開する。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、広聴・市民生活課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。